

社労士受験メンバーズクラブ HIGH HOPES 会員限定

【社会保険労務士試験】

# 重要過去問攻略塾 2025 年度版

問題編

## ③ 労働者災害補償保険法

## <著作権について>

このテキストは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用下さい。

このテキストの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このテキストの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

## <テキストの構成と利用の仕方>

- ① テキストは、問題編と解答・解説編に分かれています。あらかじめ、問題編の問題を解いた上で、解答・解説編及び付属の解説動画をご覧ください。
- ② 問題は、令和元年度～令和5年度に出題された択一式試験及び選択式試験の中から今後の受験対策に不要と判断したものを除いて掲載しています。基本的に正誤判定問題ですが、問題文に指示のあるものはその指示に従って解いてください。尚、令和6年度の問題は、別講座「令和6年度試験 実戦アプローチ全問解説」で取り扱います。
- ③ 問題は、別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の学習内容の並びに沿って配置されています。2択講座を受講されていない方は、本講座の各回の冒頭にその回の学習内容の主なテーマが記載されていますので、お手元にある過去問題集やテキストとの突き合わせを行う際の参考にしてください。
- ④ 解答・解説編には、単に問題の正解に至るまでの過程を記載することに留まらず、その問題に関連する内容や他の科目の類似規定、他に出題された本試験問題の論点などを幅広く記載しています。内容的にボリュームがありますが、本試験合格に不可欠な知識のまとめとして、時間の許す限り、読み込むようにしてください。
- ⑤ 解答・解説編の本文には、各問題にかかる論点・知識を端的に理解して記憶することを目的として、一部簡略化された表記になっているものがございます。また、参照箇所や事例を示す記号等がある他には読解の際の理解の助けとなる図表やイラストを一切用いていませんが、これは、本試験問題が、文章のみの読解から内容を把握して解答が求められるものであることからそのようにしています。
- ⑥ 問題編、解答・解説編の本文に用いられている記号等の意味は次の通りです。
  - ・問題4(R5－雇8－B)、問題7(R2－選－B・C) …本書の問題番号と過去問の出題年、問題番号を示します
  - ⇒【雇用問5】 …別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の雇用保険法問5の Point 解説に同じ学習テーマが記載されていることを示しています
  - ・cf. ex. …cf.は比較・参照すべき内容や項目を示すもので、ex.は具体例を示します
  - ・赤字で記載された箇所 …問題の解答のポイントとなる部分です
- ⑦ 本テキストの内容は、配布日現在において公布され、令和7年4月1日までの施行が予定されている法令等に基づきます。

**第1回**

(総則、業務災害等)

**問題1 (R元一選一A)** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

次の文中の( )の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労災保険法第1条によれば、労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこと等を目的とする。同法の労働者とは、( A )法上の労働者であるとされている。

選択肢

A ① 労働関係調整

② 労働基準

③ 労働組合

④ 労働契約

**問題2 (R4-6-A)** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

労働者が上司から直ちに2泊3日の出張をするよう命じられ、勤務先を出てすぐに着替えを取りに自宅に立ち寄り、そこから出張先に向かう列車に乗車すべく駅に向かって自転車で進行中に、踏切で列車に衝突し死亡した場合、その路線が通常の通勤に使っていたものであれば、通勤災害と認められる。

**問題3 (R4-6-B)** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

労働者が上司の命により、同じ社員寮に住む病欠勤務中の同僚の容体を確認するため、出勤してすぐに社員寮に戻る途中で、電車にはねられ死亡した場合、通勤災害と認められる。

**問題4 (R元-4-A)** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が派遣元事業主との間の労働契約に基づき派遣元事業主の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき派遣先事業主の支配下にある場合には、一般に業務遂行性があるものとして取り扱うこととされている。

**問題5 (R元-4-B)** ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められるものとして取り扱うこととされている。

問題6 (R4-1-D)    ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準(令和3年9月 14 日付け基発 0914 第1号)」に関して、急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる「異常な出来事」と発症との関連性については、発症直前から1週間前までの間が評価期間とされている。

問題7 (R元-3-B)    ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

厚生労働省労働基準局長通知(「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」令和3年9月 14 日付け基発 0914 第1号)において、発症に近接した時期において、特に過重な業務(短期間の過重業務)に就労したことによる明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱うとされているが、発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間をいう。

問題8 (R5-1)    ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(令和5年9月1日付け基発 0901 第2号)における「業務による心理的負荷の強度の判断」のうち、出来事が複数ある場合の全体評価に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- A 複数の出来事のうち、いずれかの出来事が「強」の評価となる場合は、業務による心理的負荷を「強」と判断する。
- B 複数の出来事が関連して生じている場合、「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事(それ単独では「中」の評価)が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を評価する。
- C 単独の出来事の心理的負荷が「中」である複数の出来事が関連なく生じている場合、全体評価は「中」又は「強」となる。
- D 単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事一つと、「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価も「中」となる。
- E 単独の出来事の心理的負荷が「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価は「中」又は「弱」となる。

問題9 (R3一選一A・B) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

次の文中の( )の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労災保険法は、令和2年に改正され、複数事業労働者(事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者。以下同じ。)の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、傷害又は死亡(以下「複数業務要因災害」という。)についても保険給付を行う等の制度改正が同年9月1日から施行された。複数事業労働者については、労災保険法第7条第1項第2号により、これに類する者も含むとされており、その範囲については、労災保険法施行規則第5条において、( A )と規定されている。複数業務要因災害による疾病の範囲は、労災保険法施行規則第18条の3の6により、労働基準法施行規則別表第1の2第8号及び第9号に掲げる疾病その他2以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病と規定されている。複数業務要因災害に係る事務の所轄は、労災保険法第7条第1項第2号に規定する複数事業労働者の2以上の事業のうち、( B )の主たる事務所を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署となる。

選択肢

- A ① 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前1か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- ② 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前3か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- ③ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前6か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- ④ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- B ① その収入が当該複数事業労働者の生計を維持する程度の最も高いもの
- ② 当該複数事業労働者が最も長い期間勤務しているもの
- ③ 当該複数事業労働者の住所に最も近いもの
- ④ 当該複数事業労働者の労働時間が最も長いもの